

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 4 年度 第 1 回 滋賀県一般機械器具製造業専門部会
「議事要旨」

開催日時	令和 4 年 9 月 26 日 (月) 9 時 24 分～11 時 20 分
開催場所	滋賀労働局 6 階会議室
出席状況	公益代表委員 (定数 3 人) 片山 聡 平井建志 松田有加 労働者代表委員 (定数 3 人) 榎並典朗 庄野英夫 西川伸吾 使用者代表委員 (定数 3 人) 西田保夫 水野 透 事務局 4 人 矢野労働基準部長、松島賃金室長、 神崎室長補佐、高津衛生専門官
主要議題	滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について(金額審議)
議事要旨	<p>・ 労使各側委員の主張概要</p> <p>労側委員の主張</p> <p>特定(産業別)最低賃金は、基幹労働者の賃金のダンピングを防ぐ役割を担っている。原材料価格の高騰、物価高を理由に賃上げを抑制すべきではない。一般機械器具製造業については「受注量は多く、部品さえ入ってくれば出荷できる状態、企業物価指数は上がっているものの、出荷・生産ともに昨年を上回っており」新型コロナウイルス感染症禍の影響は低い。</p> <p>最低賃金近傍の労働者は、中小零細企業に多く、非正規労働者確保のためにも最低賃金を引き上げるべきである。</p> <p>以上により、連合(滋賀)のリビングウェイジ(2021)との差を解消する金額を提示した。</p> <p>使側委員の主張</p> <p>新型コロナウイルス感染症、原油・材料費の高騰、円安等の影響について、大企業は円安による為替益が売上げ増になっているが、中小零細企業は為替益は見込めず逆に海外からの材料調達が材料費高騰の影響を受け経営に打撃を与えている。</p> <p>一般機械器具製造業最低賃金について、受注・生産は好調、現場は忙しいものと認識しているものの、材料高騰影響で収益は昨年比落ちている企業も多い。さらに、「一般機械」を分類別で見ると好調な分野(半導体・生産用機械)と戻り切れていない分野(業務用機械)といった景況感に差がある。特定(産業別)最低賃金を見る場合、良い分野だけ見ると誤った方向になる。</p>

以上から、「賃金改定状況調査第4表」Bランクの賃金上昇率を基に算出した金額を提示した。

- ・労使の意見の隔たりが埋まらず、この日の審議は終了した。

次回：令和4年10月12日(水) 9:30～